

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書（第7号の2様式別表1）記載の手引

（令和元年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

(1) この明細書の各欄に記載すべき金額は、法人税の明細書別表6(3)の各欄に記載すべき金額とおおむね一致しますから、法人税の明細書別表6(3)に記載したところに準じて記載してください。

(2) 「法人名」欄

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

(3) 次の各欄においては、次の法人の区分に応じた金額を記載してください。

「道府県民税の控除限度額③」欄

法人の区分		記載すべき金額
控除限度額の計算方法	法人の種類	
政令第9条の7第7項 本文	特別区のみ に 事務所等を有する法人	①×7.0% ※1
	その他の法人	①×1.0% ※1
政令第9条の7第7項 ただし書	特別区のみ に 事務所等を有する法人	①×（申告書で適用した都民税法人税割の税率）
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人	第7号の2様式別表2「⑦」 欄の金額
	特別区と都内の市町村の双方に事務所等を有する法人	
	その他の法人	①×（申告書で適用した道府県民税法人税割の税率）

※1 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、「7.0」とあるのは「12.9」と、「1.0」とあるのは「3.2」とします。

「市町村民税の控除限度額④」欄

法人の区分		記載すべき金額
控除限度額の計算方法	法人の種類	
政令第48条の13第8項 本文	特別区のみ に 事務所等を有する法人	この欄の記載は不要です。
	その他の法人	①×6.0% ※2
政令第48条の13第8項 ただし書	特別区のみ に 事務所等を有する法人	この欄の記載は不要です。
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人	第20号の4様式別表2「⑦」 欄の金額
	特別区と都内の市町村の双方に事務所等を有する法人	
	その他の法人	①×（申告書で適用した市町村民税法人税割の税率）

※2 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、「6.0」とあるのは「9.7」とします。

「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄

「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄、「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、下の表に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。

	「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄	「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄
イ この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合	政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑩の欄の金額	政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑩の欄の金額
ロ この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合	政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額	政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額